

1. 在宅サービス

要介護（要支援）認定を受けた方は、在宅において次のようなサービスを利用することができます。

	要介護1～5の人が利用できるサービス (介護サービス)	要支援1、2の人が利用できるサービス (介護予防サービス)	
地域密着型サービス	*定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期的な巡回訪問または通報により随時訪問し、自宅でヘルパーの介護や看護師の療養上の世話等を受けます。	
	*夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回訪問または通報により、自宅で入浴、排せつ、食事等の介護を受けます。	
	*認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)	認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。	認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。
	小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型居宅介護)	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊りのサービスを組み合わせて多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊りのサービスを組み合わせて多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。
	認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護)	認知症の人がスタッフの介護を受けながら、共同生活する住宅です。	認知症の人がスタッフの介護を受けながら、共同生活する住宅です。
	地域密着型通所介護	生活圏域に密着した小規模(定員18人以下)の施設に通所して日常生活の支援や生活向上のための支援を利用できます。	
居宅サービス	*訪問介護 (介護予防訪問介護)	自宅で入浴、食事等の身体介護や調理、洗濯等の生活援助が利用できます。	自力で困難な行為を支援します。(他のサービスが利用できないとき)
	*訪問入浴介護 (介護予防訪問入浴介護)	自宅を訪問し浴槽を提供して入浴の介助を行います。	自宅を訪問し浴槽を提供して入浴の介助を行います。
	*訪問看護 (介護予防訪問看護)	看護師が自宅を訪問して療養上の世話等を行います。	看護師が自宅を訪問して療養上の世話等を行います。
	*訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション)	自宅に訪問してリハビリを行います。	自宅に訪問してリハビリを行います。
	*居宅療養管理指導 (介護予防居宅療養管理指導)	医師、歯科医師等が訪問して療養上の管理や指導を行います。	医師、歯科医師等が訪問して療養上の管理や指導を行います。
	*通所介護 (介護予防通所介護)	施設に通所して日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を利用できます。	施設に通所して日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を利用できます。
	*通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション)	施設に通所して日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリを利用できます。	施設に通所して日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリを利用できます。
	*短期入所生活介護/ *短期入所療養介護 (介護予防短期入所生活介護/ 介護予防短期入所療養介護)	施設に短期間入所して日常生活上の支援やリハビリを利用できます。	施設に短期間入所して日常生活上の支援やリハビリを利用できます。
	特定施設入居者生活介護 (介護予防特定施設入居者生活介護)	有料老人ホーム等に入居している場合にも支援や介護を受けられます。	有料老人ホーム等に入居している場合にも支援や介護を受けられます。
	*福祉用具貸与 (介護予防福祉用具貸与)	自立を助けるための福祉用具を貸与します。	自立を助けるための福祉用具を貸与します。
特定福祉用具販売 (特定介護予防福祉用具販売)	入浴、排泄等に使用する福祉用具を販売します。	入浴、排泄等に使用する福祉用具を販売します。	
住宅改修費支給 (介護予防住宅改修費支給)	手すりの取り付け等の住宅改修費用を支給します。	手すりの取り付け等の住宅改修費用を支給します。	

*は(介護予防)居宅支援事業所等の介護支援専門員が作成するケアプランに基づき利用されるサービスです。

2. 施設サービス

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護老人保健施設 (老人保健施設)	介護療養型医療施設 (療養病床等)	地域密着型 介護老人福祉施設	介護医療院
常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。 原則要介護3以上の方が入所できます。	状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います。	急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする人のための医療施設です。	定員が30人未満の介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活の世話や機能訓練等の介護サービスを受けられます。	長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取り」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた施設です。

施設サービスは要支援の方は利用できません。